

名古屋市大規模災害時受援計画

第4版

令和7年4月

名古屋市

< 目 次 >

I	総論	1
1	本計画の趣旨	1
2	本計画の位置付け	1
3	国・愛知県・本市の動向	2
	（1）国の動向	2
	（2）愛知県の動向	2
	（3）本市の動向	2
4	本市の受援対象	3
	（1）人的支援	3
	（2）物的支援	3
5	本計画の適用と終了	4
	（1）計画の適用	4
	（2）実施期間	4
	（3）計画の終了	4
6	受援体制	5
	（1）基本的な考え方	5
	（2）受援を担当する組織・担当者の設置	5
	（3）受援体制の概念	8
	（4）受援班・物資班の業務の流れ	9
	（5）費用負担	9
7	応援要請に関する法的根拠	10
II	人的支援の受入れ	11
1	基本的な考え方	11
2	人的支援の受入手順	11
	（1）応援要請	11
	（2）受援の準備	12
	（3）応援職員等の受入れ	13
	（4）受援による業務の実施	13
	（5）受援の終了	14
	（6）個別協定等に基づく応援要請	14
	（7）応援の申し出への対応	14
3	人的支援の受入事務フロー	15
III	物的支援の受入れ	16
1	基本的な考え方	16
2	物的支援の定義	16
	（1）救援物資	16
	（2）調達物資	16

3 救援物資の受入手順	17
(1) 国・県・他都市との連絡調整等	17
(2) 救援物資受入れの準備	17
(3) プッシュ型等申出による救援物資	17
(4) 本市からの要請に基づく救援物資	17
4 調達物資の受入手順	18
(1) 供給協定締結業者等との連絡調整	18
(2) 物資調達の要請	18
(3) 調達の決定	18
(4) 調達	18
(5) 受領確認	18
5 物資の受入事務フロー	19
IV 受援対象業務	20
1 受援対象業務の考え方	20
2 受援対象業務一覧	21
V 応援団体の活動拠点等	24
1 防災拠点	24
2 緊急輸送道路網図	27
3 緊急輸送道路一覧	28
VI 応援団体別の受援体制	29
1 地方公共団体	29
(1) 地方公共団体相互応援協定等に基づく受援	29
(2) 県・他の市町村	29
2 自衛隊	29
3 医療機関	29
4 災害時応援協定締結団体	29
5 ボランティア	30
VII 本計画の進捗管理	31
1 本計画の推進・見直し	31
2 受援対象業務シートの管理	31
3 受入体制の充実	31
4 災害時の協定の実効性強化	31
5 受援に係る訓練の実施	31
様式集	33

I 総論

1 本計画の趣旨

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震において、国、地方公共団体をはじめ、企業、ボランティア団体等により、様々な支援が行われた。しかし、被災自治体において広域的な受援についての具体的な計画が策定されていなかったことや、県と市町村の役割分担が不明瞭であったことから、応援の受入現場では多くの混乱が起きた。そのため、大規模災害時において、本市単独での対応が困難な場合に、国や他都市等からの人的・物的支援を円滑に受け入れるため「名古屋市大規模災害時受援計画」を策定した。

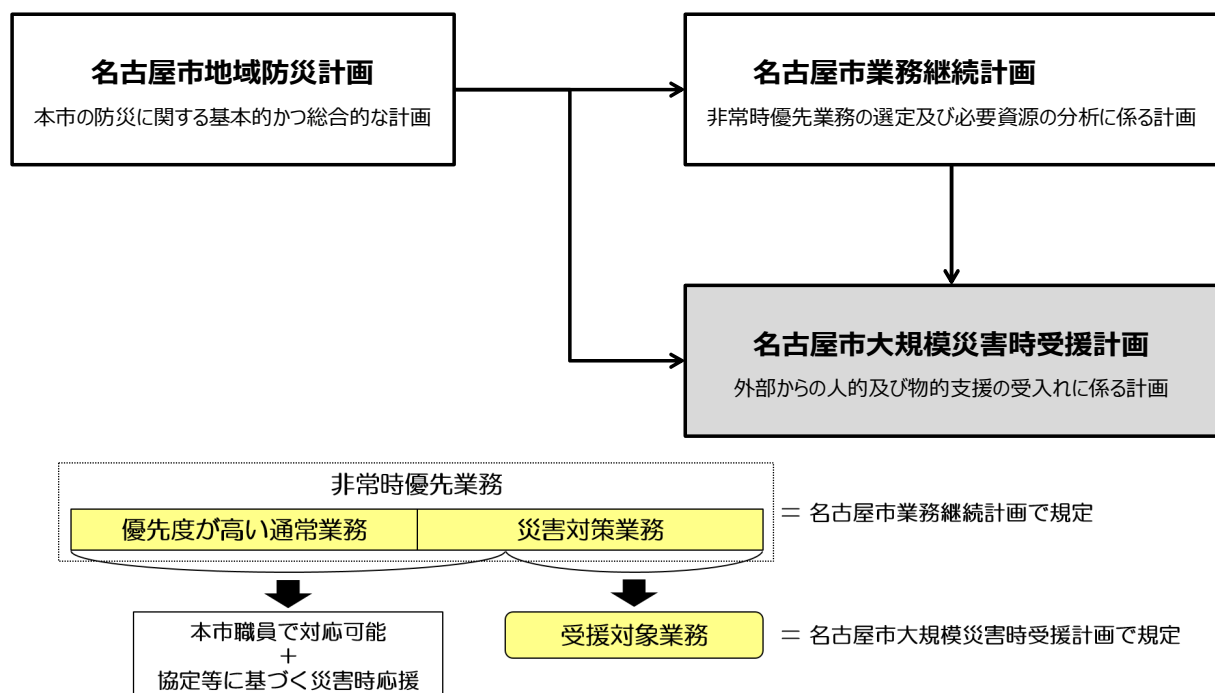
本計画は、内閣府が平成 29 年 3 月に取りまとめた「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を踏まえて策定した。

2 本計画の位置付け

本計画は、名古屋市地域防災計画における応援要請や救援物資の受入れを具体化した下位計画として位置付けられる。

また、名古屋市業務継続計画で選定した非常時優先業務¹の実施に必要な人的資源について、外部からの応援を受け入れる計画となる。

図表 I - 1 本計画の位置付け



¹ 非常時優先業務とは、発災から 1 か月以内に、優先的に実施・再開すべき業務であって、発災後に新たに発生する業務である「災害対策業務」と、通常業務のうち早期に再開すべき業務である「優先通常業務」の総称をいう。

3 国・愛知県・本市の動向

(1) 国の動向

時期	取組内容
平成 24 年 6 月	災害対策基本法の改正 ・円滑に応援を受け又は応援をすることができるよう配慮する旨を規定
平成 24 年 9 月	防災基本計画の修正 ・地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めるものと規定
平成 26 年 3 月	南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議）を策定・公表 ・国及び地方公共団体の受援計画について言及
平成 27 年 3 月	南海トラフ地震における具体的な応急対策活動における計画（中央防災会議）を策定・公表
平成 28 年 12 月	熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策のあり方について（報告）（中央防災会議）を公表
平成 29 年 3 月	地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府）を策定・公表 ・平成 28 年 4 月の熊本地震にて表面化した受援体制の必要性を受け、地方公共団体は「災害時の受援（応援の受入れ）体制」をあらかじめ整備しておくべきであると明示

(2) 愛知県の動向

時期	取組内容
平成 26 年 3 月	平成 23 年度～25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書を公表
平成 28 年 3 月	南海トラフ地震における愛知県広域受援計画を策定・公表 ・南海トラフ地震発生時に、国が地方公共団体に対して行う応援について、愛知県が迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するのに必要な対応を規定

(3) 本市の動向

時期	取組内容
平成 24 年 9 月	名古屋市業務継続計画【震災編】を策定・公表
平成 30 年 3 月	名古屋市大規模災害時受援計画を策定・公表
令和 2 年 4 月	名古屋市大規模災害時受援計画 第 2 版を策定・公表（予定）

4 本市の受援対象

(1) 人的支援

本市が受援する人的支援について、応援団体とその内容を以下に示す。

図表 I - 2 人的支援の基本的な枠組み

応援団体等	応援内容
市町村	市町村相互の応援協定に基づく応援
都道府県	県内市町村相互の応援協定に基づく応援
	都道府県相互の応援協定に基づく応援
全国自治体間	「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく応援（全国知事会の調整）
	全国市長会・全国町村会の調整による応援
	「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」に基づく応援（指定都市市長会の調整）
	「応急対策職員派遣制度」に基づく応援（総務省の調整）
国等	国等による定型化された応援 ● 緊急消防援助隊 ● 災害派遣部隊 ● 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） ● 救護班・災害派遣医療チーム（DMAT） ● 災害派遣精神医療チーム（DPAT） ● 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT） ● 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net） など
災害時応援協定 締結団体	民間企業等との協定に基づく応援
ボランティア （個人・団体）	協定に基づかない自主的な応援

(2) 物的支援

本市が受援する物的支援について、その内容を以下に示す。

図表 I - 3 物的支援の基本的な枠組み

応援項目	応援内容
救援物資	国・県・他都市等からの救援
調達物資	物資供給協定締結事業者からの調達

5 本計画の適用と終了

(1) 計画の適用

次の場合において、災害対策本部長が受援を必要と判断したときに適用する。

ア 本市内で震度6弱以上の地震が発生した場合

イ アに相当する災害が発生した場合

(2) 実施期間

実施期間は、名古屋市業務継続計画との整合性により「発災後1か月まで」を基本とするが、必要に応じて、発災後1か月以降の受援も想定する。応援団体別の応援の時期は、概ね以下のとおり想定される。

図表 I - 4 応援の種類と想定される応援の時期

応援団体等		発災からの時期				
		2,3 時間後～	1 日後～	2,3 日後～	1 週間後～	1 か月後
人的支援	市町村		●-----	-----	-----	-----▶
	都道府県		●-----	-----	-----	-----▶
	全国自治体間		●-----	-----	-----	-----▶
	国等	●-----	-----	-----	-----	-----▶
	災害時応援 協定締結団体			●-----	-----	-----▶
	ボランティア			●-----	-----	-----▶
物的支援	国・県・他都市等			●-----	-----	-----▶
	物資供給協定 締結事業者			●-----	-----	-----▶

(3) 計画の終了

本計画による受援の必要がなくなつたと認められる場合には、本部長が本計画における受援の終了を決定する。

6 受援体制

(1) 基本的な考え方

人的支援については災害対策本部受援班（以下「受援班」という。）が、物的支援については災害対策本部物資班（以下「物資班」という。）が総括する。

ただし、既に定められている受援に関する計画等に基づく応援（住宅都市局「名古屋市被災建築物応急危険度判定実施本部マニュアル」、消防局「名古屋市緊急消防援助隊受援計画」、上下水道局「他都市応援受入れマニュアル」等）や、各局室区の関係団体（環境局「公益社団法人全国都市清掃会議」等）を介して行われる応援、各局室区における個別の協定に基づく応援（以下「個別協定等に基づく応援」という。）については、該当各局室区が属する部において主体的に受援業務を実施する。

なお、各部（区本部）における総括的な業務を行う班を「主管班」、応援を受け入れる各班を「各班」と記載する。

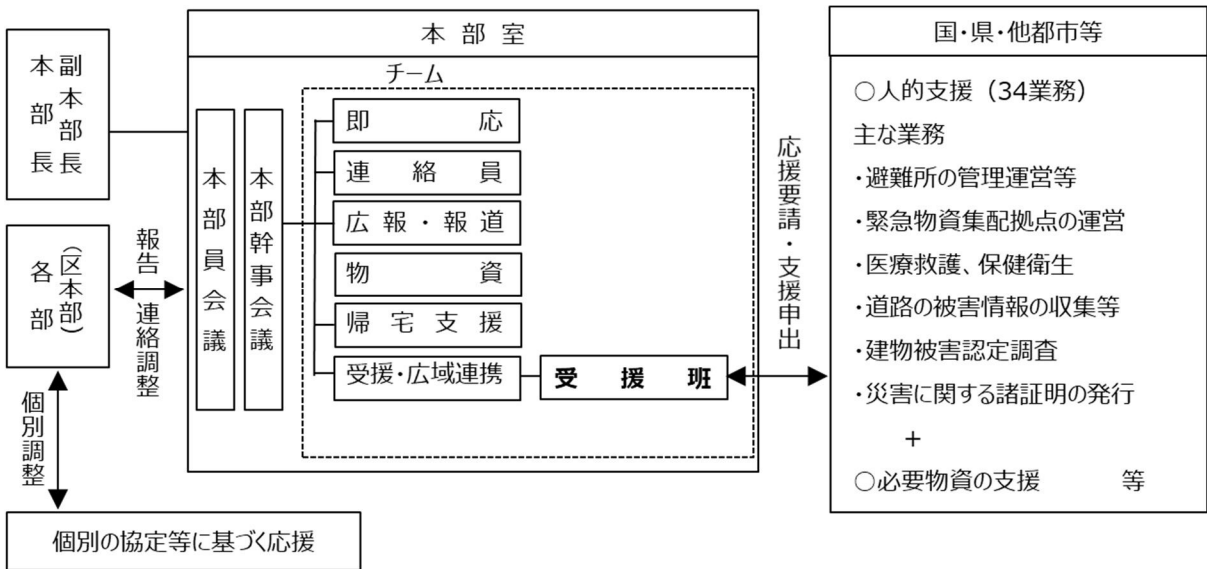
(2) 受援を担当する組織・担当者の設置

受援に係る窓口及び指揮命令系統を明確にし、応援を円滑に受け入れるため、災害対策本部及び各班に、次のとおり、受援を担当する組織及び担当者を設置する。

ア 災害対策本部受援班

災害対策本部の受援・広域連携チーム内に、主に人的支援の調整を担当する「受援班」を設置する。受援班は、市全体の受援に係る対外的な窓口、他都市等への人的応援要請等、市全体の受援状況の取りまとめ等を行う。人的支援の調整は発災直後から始まり、発災後ただちに本部室事務局、庶務部を始め、人的支援を受援する部にて受援班を組織する。

図表 I - 5 本市の災害対策本部における受援班の位置付け



イ 災害対策本部物資班

災害対策本部内に設置される「物資班」が、物的支援の調整を担当する。物資班は、国、県、他都市等からの物的支援の受入に係る調整、市全体の物的支援に係る受援状況の取りまとめ等を行う。発災後ただちに健康福祉部は、子ども青少年部、経理部、経済部、観光文化交流部とともに物資班を組織し、区本部と連携をとって被災者への物資の供給に関する次のような任務を遂行するものとする。

図表 I - 6 物資班及び区本部の任務

担当部		分担任務
物資班	健康福祉部	・必要な物資に関する情報の集約 ・備蓄物資の在庫の管理と放出 ・緊急物資集配拠点の管理運営
	子ども青少年部	・要請のあった物資の調達の実施 ・救援物資の受入れ及び供給の実施 ・緊急物資集配拠点の管理運営
	経理部	・物資の輸送方法に関する総合調整 ・緊急物資集配拠点の管理運営
	経済部	・要請のあった物資の調達の実施 ・緊急物資集配拠点の管理運営
	観光文化交流部	・外国からの救援物資の受け入れの実施 ・緊急物資集配拠点の管理運営
	環境部	・要請のあった災害用トイレの調達
区本部		・物資の配布 ・必要な物資の調達の要請 ・応急炊き出し

出所：名古屋市地域防災計画

ウ 災害対策本部ボランティア班

災害対策本部内に設置される「ボランティア班」が、人的支援のうちボランティアの受入に係る調整、市全体のボランティアに係る受援状況の取りまとめ等を担当する。発災後ただちにスポーツ市民部及び健康福祉部は、ボランティア班を組織し区本部と連携をとって次のような任務を遂行するものとする。

図表 I-7 ボランティア班の任務

担当部		分担任務
ボランティア班	スポーツ市民部	・ボランティアの総合案内、受入れ、支援要請に関すること ・ボランティア関係機関、市民活動団体及び各部（区本部）との連絡調整に関すること ・資器材、物資の調達に関すること ・ボランティア活動のとりまとめ及び報告に関すること ・市災害ボランティアセンターの運営に関すること ・その他ボランティア活動に関すること
	健康福祉部	・市・区社会福祉協議会との連絡調整に関すること ・市災害ボランティアセンターの運営に関すること ・その他スポーツ市民部が行う業務への協力
区本部		・ボランティアの受入れ、配置計画に関すること ・各部及び活動拠点との連絡調整に関すること ・ボランティア活動のとりまとめ及び報告に関すること ・区災害ボランティアセンターの運営に関すること ・その他ボランティア活動に関すること

出所：名古屋市地域防災計画 地震災害対策計画編

エ 応援を受け入れる各班

各班に、指揮命令者及び受援担当者を置く。

（ア）指揮命令者

応援団体から派遣される行政職員や民間企業の従業員など（以下「応援職員等」という。）に対して、業務に関する指揮命令を行う者。管理監督職を想定する。

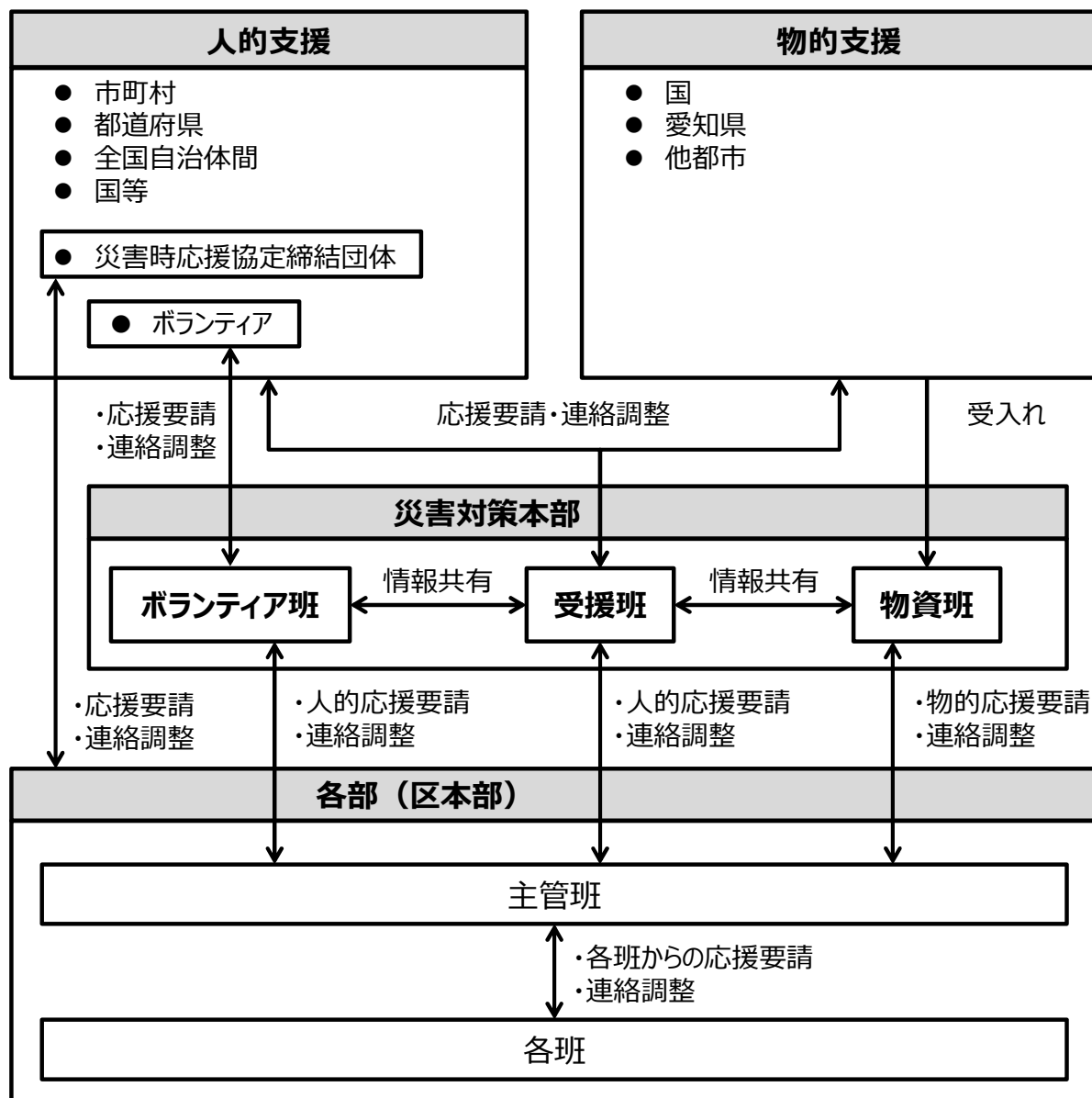
（イ）受援担当者

応援職員等の受入れに関して、必要な情報提供や活動環境の整備を行う実務責任者。

(3) 受援体制の概念

受援体制の概念図は、次のとおりである。

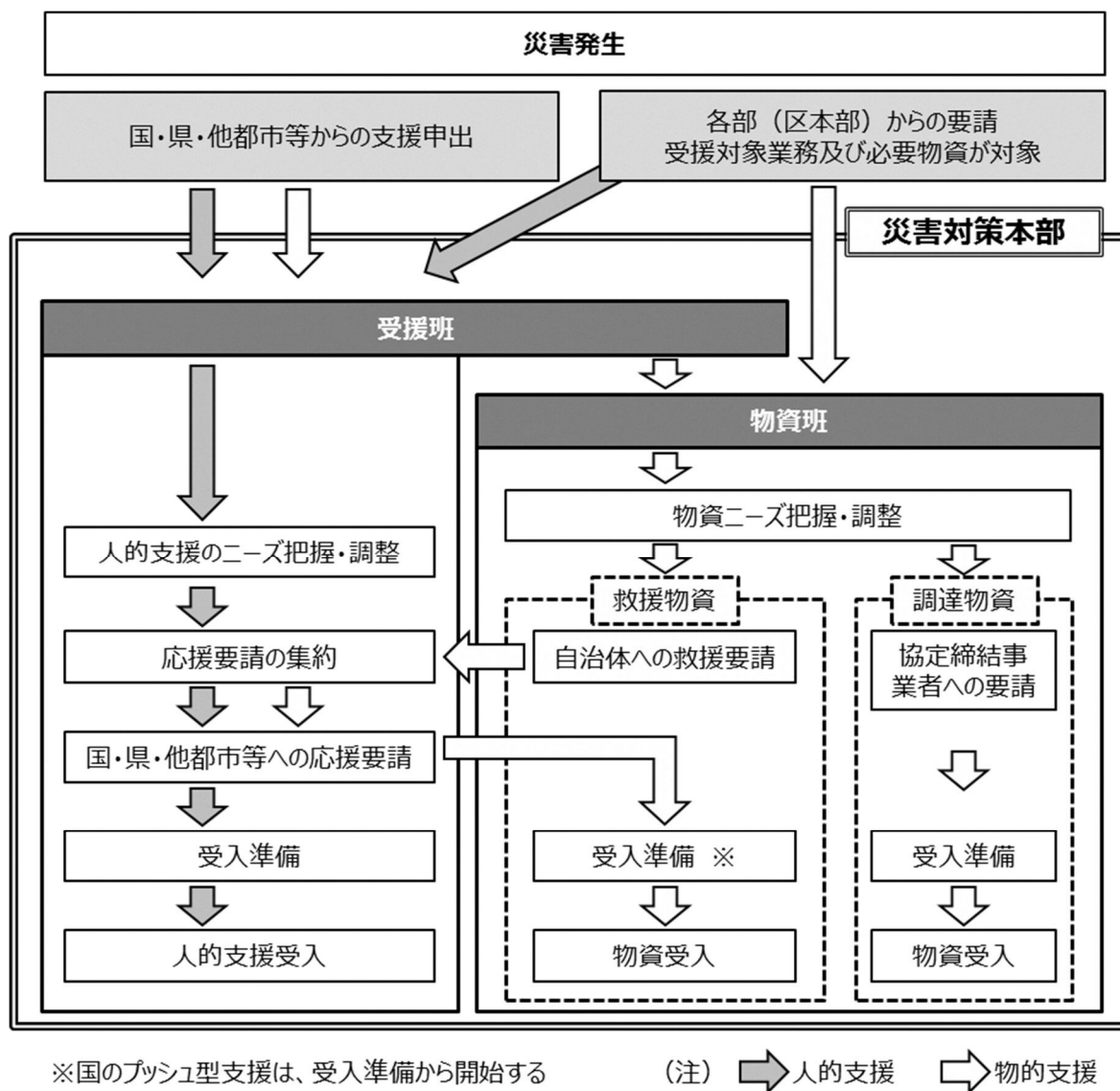
図表 I - 8 受援体制の概念図



(4) 受援班・物資班の業務の流れ

受援班及び物資班の業務の流れは、次のとおりである。

図表 I - 9 受援班・物資班の業務の流れ



(5) 費用負担

協定等に基づく応援の場合は、協定等で定められている費用負担とする。また、協定等に基づかない自主的な応援に要する費用は、自主的に応援する各応援団体等が負担する（自己負担）。

7 応援要請に関する法的根拠

本計画における応援団体に応援要請する際の法的根拠等は、以下のとおりである。

図表 I - 10 応援要請の法的根拠等

応援種別	要請先	要請内容	根拠法令等
人的支援	県知事	応援要求、災害応急対策の実施	災害対策基本法第 68 条
		緊急消防援助隊の応援要請	消防組織法第 44 条及び第 45 条、愛知県緊急消防援助隊受援計画
		自衛隊の派遣要請	災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項
	他市町村長	応援要求	災害対策基本法第 67 条第 1 項
	災害時応援協定締結団体	協定等に定める事項	各種災害時応援協定
物的支援	国、県、他都市等	物資、資材の供給	災害対策基本法第 86 条の 16

Ⅱ 人的支援の受入れ

1 基本的な考え方

東日本大震災や熊本地震の事例から、大規模災害発生時に非常時優先業務を適切に実施するためには、外部からの応援職員等を適切に受け入れることが重要となる。発災時に円滑に人的支援を受け入れるために、受入手順や各班、主管班と受援班との役割分担を明確化する。

2 人的支援の受入手順

(1) 応援要請

ア 応援要請の必要性の判断

各班は、非常時優先業務の実施にあたって、職員の参集状況等を基に応援要請の必要性について判断する。応援要請が必要な場合は、各班にて「**応援要請書（様式1）**」を作成し、主管班に提出する。主管班は、各班の応援要請を取りまとめ、「**応援要請集約表（様式2）**」とともに「**応援要請書（様式1）**」を受援班へ提出する。

イ 応援要請の決定

受援班は、各部（区本部）から提出された「**応援要請書（様式1）**」と「**応援要請集約表（様式2）**」を集約する。その上で、災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）において協議を行い、本部長が応援要請を決定する。なお、緊急その他の事情により本部員会議が開催できない場合は、会議を開催せず本部長が決定する。

ウ 応援要請の実施

受援班は、応援団体へ要請内容、担当者名、連絡先、集合場所等を伝えた上で応援を要請する。応援要請は、電話等により早急に行い、その後、「**応援団体向け応援要請書（様式3）**」に様式1や様式2等を添付した文書により行う。ただし、応援要請の根拠とする協定等に定める様式が存在する場合は、協定等の定める様式により行う。

なお、緊急その他の事情により受援班を介さずに応援要請した場合は、主管班は速やかに「**応援要請報告書（様式4）**」を受援班に提出する。

エ 応援要請状況の災害対策本部員会議への報告

受援班は、主管班からの報告を取りまとめ、応援要請の実施状況等について、本部員会議に報告する。

（２）受援の準備

ア 応援団体との連絡調整

受援班は、応援団体と連絡調整を行い、応援職員等の人数や到着時期、集合場所、携行品等について、事前に把握しておく。また、これらの情報を主管班に報告する。

イ 必要な資機材の準備

業務に必要な資機材については、原則、各班で準備する。ただし、自動車や特殊な業務に係る資機材については、不足が想定されるため応援職員等に持参してもらうよう要請する。

ウ 応援職員等の活動拠点の確保

応援職員等が活動する拠点（執務スペース等）については、主管班が中心となり所管施設を活用して確保する。

エ 応援職員等に要請する業務内容・手順等の整理

各班は、応援職員等に要請する業務内容・手順等を整理しておく。業務マニュアル等を作成している場合は、応援職員等に配布することができるよう準備しておく。

オ 応援職員等の宿泊場所及び食料等の確保

応援職員等の宿泊場所については、応援団体が自ら確保することを原則とするが、応援団体による確保が困難な場合は、主管班が中心となり所管施設を活用して確保する。

また、応援職員等の食料・飲料水等については、応援団体が自ら確保することを原則とするが、応援団体による確保が困難な場合は、主管班が必要数等を取りまとめて、物資班に要請して調達する。

（３）応援職員等の受入れ

ア 応援職員等の受付

各班は、集合場所において、応援職員等の受付を行う。その際に、応援職員等の団体名や氏名、活動期間、宿泊場所を明記した「応援職員等名簿（様式５）」を作成する。作成後、主管班を介して受援班に写しを提出し、原本は各班で保管する。

イ 業務内容等の説明

各班は、応援職員等が行う業務の内容や手順について、応援職員等に説明を行う。

ウ 応援職員等の受入れの報告

応援職員等を受け入れた後、各班は「受援状況報告書（様式６）」を作成し、主管班を介して速やかに受援班に提出する。

（４）受援による業務の実施

ア 応援職員等との情報共有

各班は、原則として毎日、朝礼やミーティングを実施し、応援職員等に対して業務内容の指示や情報共有を行うものとする。

イ 応援職員等の業務管理

各班は、応援職員等による業務の実施状況を把握する。業務量及び必要人員を勘案し、必要に応じて応援職員等の追加要請や業務内容の変更を検討する。変更等が必要な場合は、主管班を介して受援班に報告・相談する。

ウ 応援職員等の交代・引継ぎの対応

各班は、応援職員等の交代に際して、適切に引継ぎが行われるよう、情報共有等に配慮する。引継ぎに際しては、必要に応じて「事務引継書（様式７）」を活用する。また、応援職員等の交代の都度、「応援職員等名簿（様式５）」を更新する。

エ 業務実施状況の報告

各班は、主管班を経由して応援職員等による業務の実施状況について、「受援状況報告書（様式６）」を作成し、受援班の指示に基づき報告する。また、受援班は、市全体の受援状況を取りまとめて、本部員会議において報告する。

オ 業務内容の調整・変更

受援班は、各班から業務内容の変更等の報告・相談を受けた場合は、必要な調整を行う。

（５）受援の終了

各班は、受援対象業務の終了、必要人員の充足などにより受援の必要がなくなる見込みとなった場合は、主管班を介し応援団体及び受援班と連絡調整を行い、受援終了を判断・決定する。そして、受援終了の場合は、「**受援状況報告書（様式６）**」を作成し、受援班に速やかに報告する。

受援班は、各部（区本部）の主管班から情報を集約し、本部員会議において報告するとともに、本計画における受援の終了時期を決定する。

（６）個別協定等に基づく応援要請

各部は、個別協定等に基づく応援を受ける場合には、適宜「**応援要請報告書（様式４）**」、「**応援職員等名簿（様式５）**」、「**受援状況報告書（様式６）**」を用いて受援班に報告を行う。

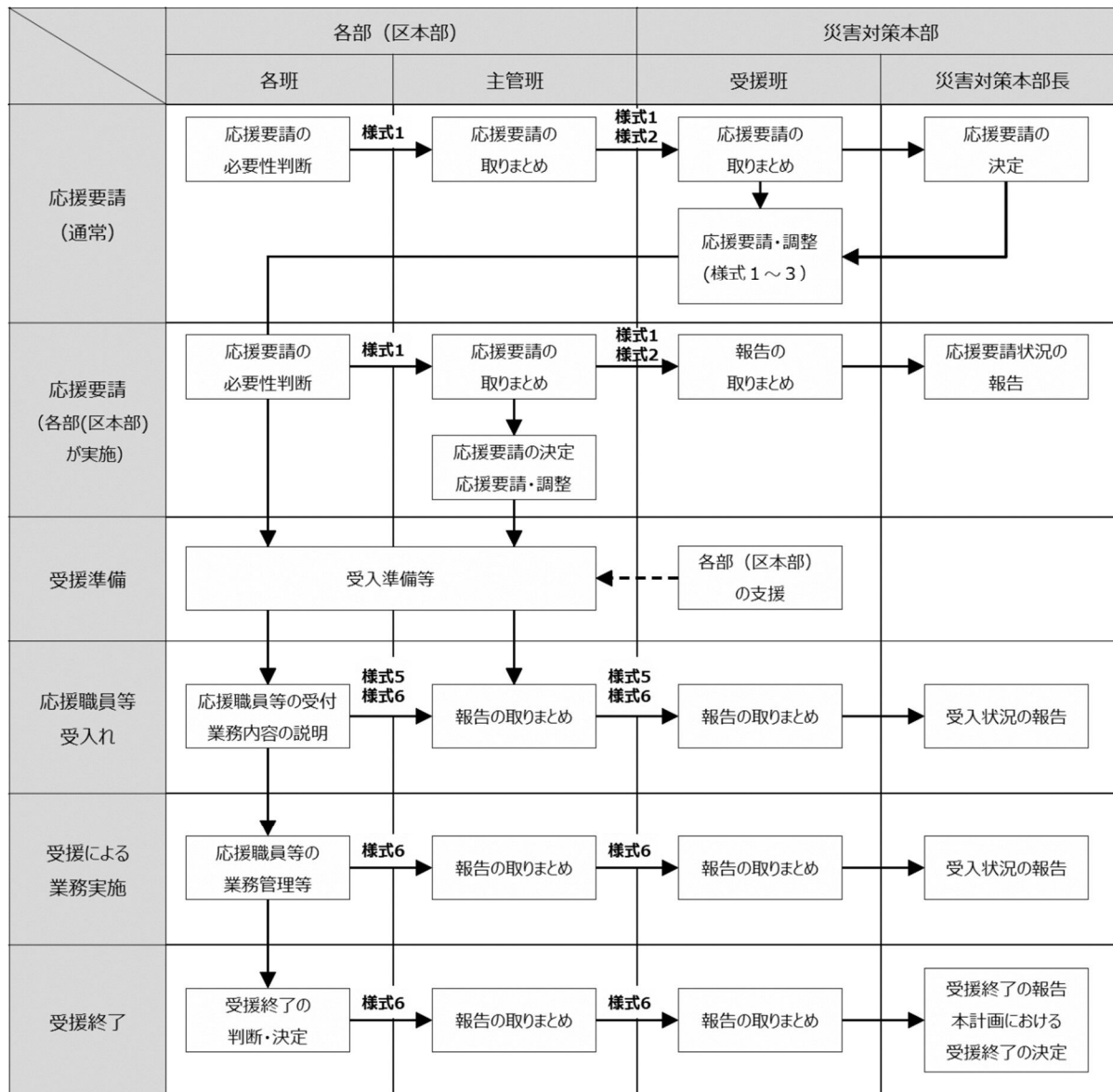
（７）応援の申し出への対応

外部からの応援の申し出については、受援班にて対応する。各班に直接申し出があった場合は、速やかに受援班へ報告する。なお、申し出に基づいて応援を受け入れた場合においても、本市から応援要請した場合と同様の手順で、受入れを行う。

3 人的支援の受入事務フロー

人的支援の受入事務フローは、以下のとおりである。

図表Ⅱ-1 人的支援の受入事務フロー



Ⅲ 物的支援の受入れ

1 基本的な考え方

物資の供給は、発災直後から始まり、電気・ガス・水道といったライフラインの復旧、避難所の解消等、被災の規模によっては長期にわたる場合も予想される。その間に迅速かつ的確に物資の調達及び供給を行うために、物資班は発災後ただちに区本部と連携して被災者へ物資を供給する。

2 物的支援の定義

(1) 救援物資

救援物資とは、本市の備蓄物資が不足した場合に、国・愛知県・他都市からの救援により供給する物資である。

愛知県広域受援計画によると、国は愛知県からの具体的要請を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる次のような物資を届けることとしている（以下「国のプッシュ型支援」という。）。国は、これらの物資について発災後4日目～7日目に必要となる物資量を、発災後3日目までに愛知県の広域物資輸送拠点まで届けることとしており、県は、広域物資輸送拠点から本市が設置する地域内輸送拠点（緊急物資集配拠点）まで届ける。

図表Ⅲ- 1 発災後4～7日目における本市への国のプッシュ型支援の物資量（4日間分の合計）

物資	食料	毛布	乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	携帯トイレ・簡易トイレ	乳児・小児用おむつ	大人用おむつ
合計	7,035,270 (食)	397,319 (枚)	3,184,059 (g)	5,758,837 (回)	517,630 (枚)	98,549 (枚)

(2) 調達物資

調達物資とは、本市の備蓄物資が不足した場合に、物資供給協定締結事業者等からの調達により供給する物資である。

現在、本市では、複数の事業者と物資供給協定を締結しており、食料・飲料メーカーやスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、百貨店など、各種業種の事業者からの物資調達を実施することとしている。

3 救援物資の受入手順

(1) 国・県・他都市との連絡調整等

国・県・他都市との連絡調整は、受援班が行う。

(2) 救援物資受入れの準備

物資班は、救援物資の提供が見込まれる場合には、受入場所について検討を行う。緊急物資集配拠点が開設されている場合は、原則として、同拠点で受入れを行うものとする。

(3) プッシュ型等申出による救援物資

ア 救援物資の受付

- (ア) 救援物資の申出を受けた際、物資班は物資の品目及び数量を確認する。受け入れる場合には輸送手段、到着時間等を確認した上で、物資の受入場所を伝達する。
- (イ) 救援物資の受付状況は、物資班において取りまとめる。

イ 救援物資の輸送・配布

- (ア) 愛知県広域受援計画によると、愛知県への国のプッシュ型支援については、愛知県の広域物資輸送拠点にて受け入れ、各市町村へ輸送することとしており、本市に対しては、中小企業振興会館（名古屋市）と愛・地球博記念公園（長久手市）から各緊急物資集配拠点へ愛知県が輸送することとされている。
また、同計画では、東、北及び守山区分の物資を愛・地球博記念公園から守山スポーツセンターに送り、それ以外の区分の物資を中小企業振興会館から他の緊急物資集配拠点に送ることとされている。
- (イ) 搬入された救援物資の仕分け・在庫管理・指定避難所への輸送等は、物資集配拠点担当（開設された拠点を担当する部）が管理する。
- (ウ) 物資班は、物資集配拠点担当から救援物資の受入状況について情報を集約するとともに、区本部に対して情報提供を行う。
- (エ) 区本部は、原則として指定避難所において救援物資を配布する。

(4) 本市からの要請に基づく救援物資

- ア 物資班は、国、県、他都市へ物資を要請する必要があると判断した場合は、救援物資要請計画を作成し、受援班に依頼する。受援班は、本部員会議において協議を行い、本部長が応援要請を決定する。なお、緊急その他の事情により本部員会議が開催できない場合は、会議を開催せず本部長が決定する。
- イ 受援班は、国、県、他都市に対して応援を要請する。（様式等は人的支援と同様）
- ウ 救援物資の受付、輸送・配布については、(3)と同じ取扱いとする。

4 調達物資の受入手順

(1) 供給協定締結業者等との連絡調整

多数の避難者が発生し、備蓄物資の不足が予想される場合、物資班は供給協定締結業者等へ連絡し、供給可能な物資の種類及び数量等の情報把握に努める。

(2) 物資調達の要請

区本部長は、指定避難所等において、備蓄物資の不足が予想される場合及び備蓄していない物資の応急的な供給が必要となった場合には、必要品目と量を算定し、ただちに必要な物資の調達を物資班へ依頼する。

(3) 調達の決定

物資班は、区本部長から物資調達の要請を受けた場合には、内容や数量と備蓄物資の在庫等を確認し、調達計画を作成する。

なお、災害救助法の想定する品目に該当しないなど特殊な物資の調達にあたっては、本部員会議の了承を得た後に調達を行う。

(4) 調達

ア 物資班は、調達計画に基づき、供給協定締結業者等に対して調達の条件を示した上で、配送を依頼する。

イ 物資班は、物資の配送を供給協定締結業者等へ依頼する際には、依頼する供給協定締結業者等の物資倉庫等の場所を確認し、配送先までの通行可能なルートを伝える。

ウ 受入れは、原則として供給協定締結事業者等による指定避難所への直送を基本とするが、供給数量が大量となる場合など、仕分けの必要がある場合には、緊急物資集配拠点に集約した上で、本市が輸送することとする。

エ 物資班は、供給協定締結業者等が輸送車両を確保できない場合で、本市の公用車等でも対応ができない場合には、経理部に車両の確保を依頼する。

(5) 受領確認

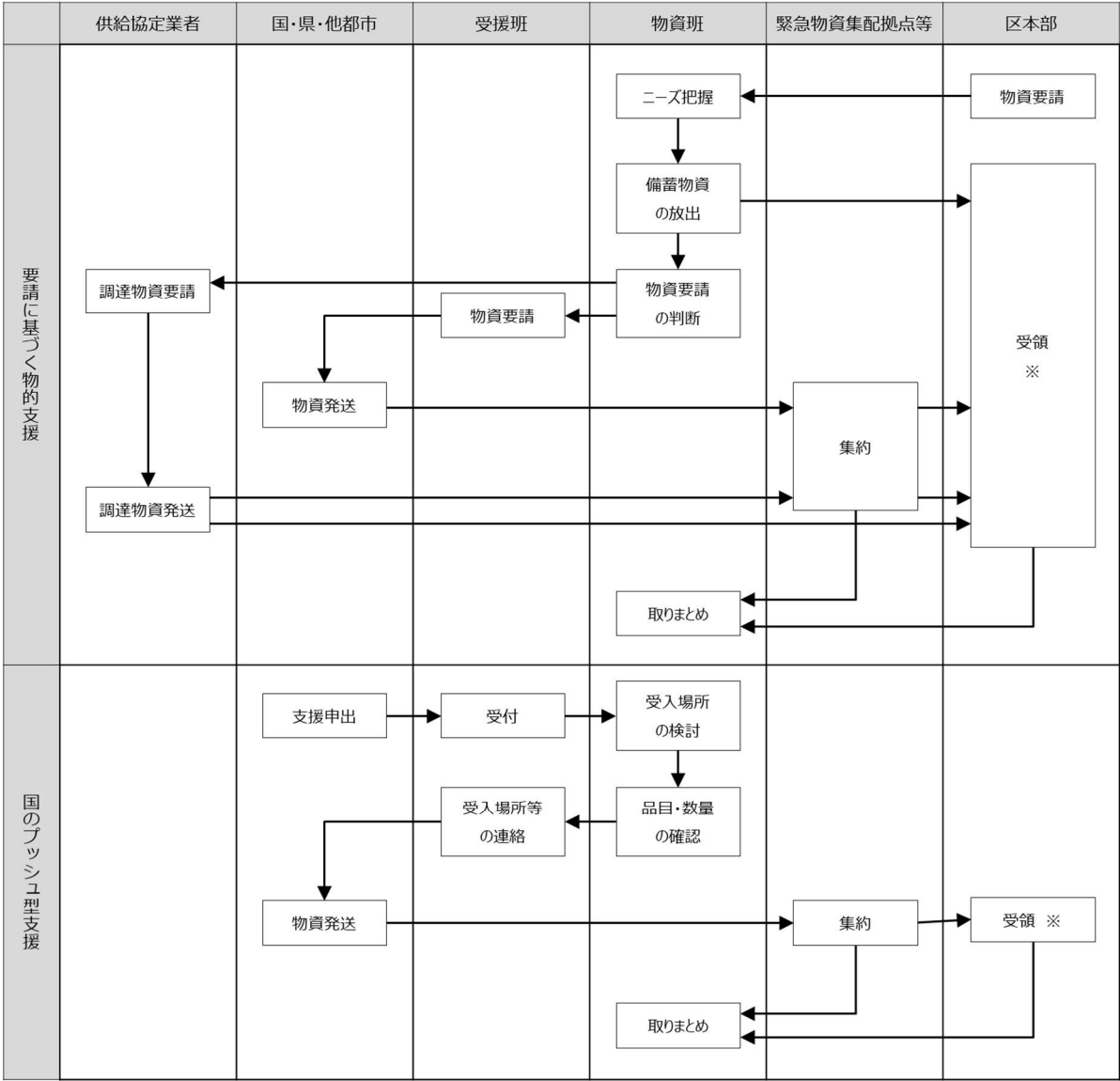
ア 物資を受領した指定避難所の担当者は、配送された物資の内容点検を行う。

イ 配送を実施した者は、物資調達担当に対して完了報告を行う。

5 物資の受入事務フロー

物資の受入事務フローは、以下のとおりである。

図表Ⅲ- 2 物資の受入事務フロー



※区本部の指定する場所にて受領する。

IV 受援対象業務

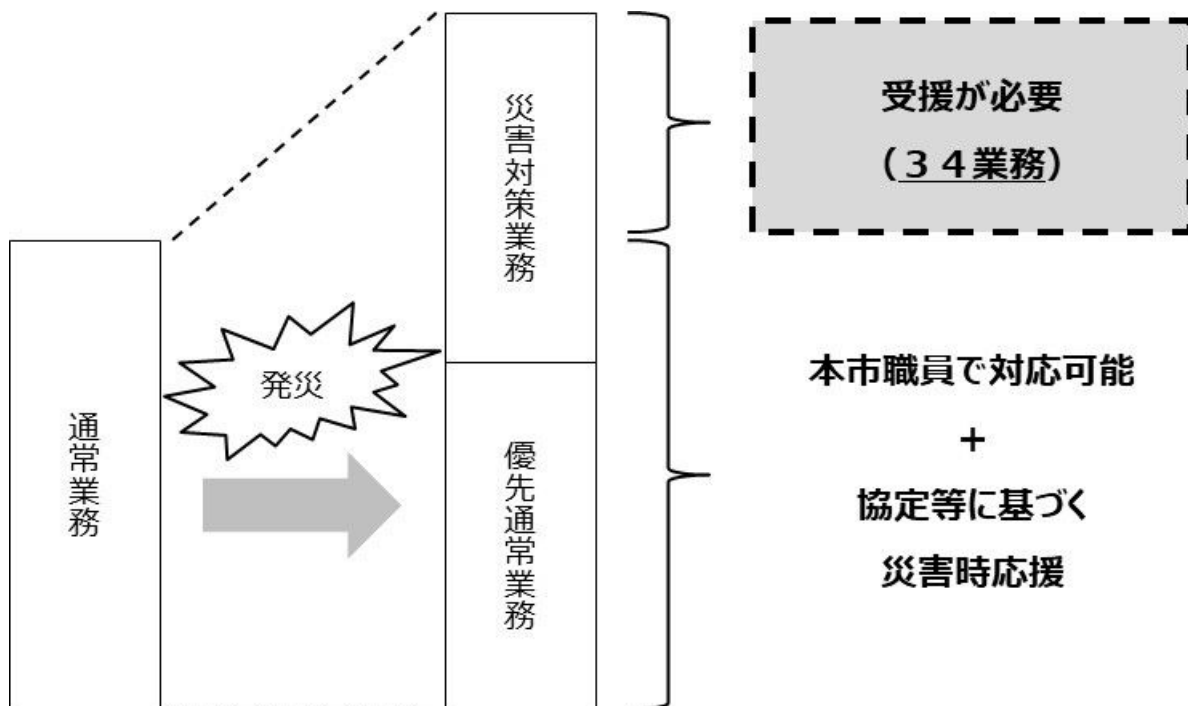
1 受援対象業務の考え方

「名古屋市業務継続計画」において、非常時優先業務に選定された業務のうち、特に受援を必要とする業務で、概ね発災後 3 日から 1 か月までの間に実施される災害対策業務を抽出した。

上記で抽出した業務について、本市の応援職員のみで対応すべき業務、他の自治体や事業者に依頼できない業務は対象外とした。

さらに、平成 28 年熊本地震で本市が支援した業務、「地方公共団体の受援体制に関する検討会」（内閣府）において近年の災害時に地方公共団体間での応援が実施されている業務として挙げられた業務を参考にして、本計画における「受援対象業務」とした。

図表Ⅳ- 1 受援対象業務の選定の考え方



2 受援対象業務一覧

各部（区本部）の受援対象業務は、以下のとおりである。受援対象業務の詳細については、別冊の「受援対象業務シート」に示す。

市内 16 の区本部の受援対象業務は、区本部における受援対象業務として集約した。また、物資班の緊急物資集配拠点の管理運営業務については、拠点担当部が複数あるが、健康福祉部における受援対象業務として集約した。

図表Ⅳ- 2 各部（区本部）の受援対象業務数

各部（区本部）	合計
庶務部	2
スポーツ市民部	1
環境部	2
健康福祉部	5
子ども青少年部	1
住宅都市部	8
緑政土木部	7
学校部	2
区本部（市内 16 区）	6
経理部	1
合計	35

なお、受援対象業務の追加が必要な場合は、「受援対象業務シート（様式 8）」を作成する。

図表Ⅳ- 3 各局（区本部）の受援対象業務一覧

業務番号		部名	班名	業務名称
1	庶務－1	庶務部	総括班	市庁舎の応急復旧及び被害状況の把握
2	庶務－2	庶務部	情報システム班	所管電算システム及びネットワークの保全
3	ス市－1	スポーツ市民部	ボランティア班	市災害ボランティアセンターの設置・運営
4	環境－1	環境部	環境隊	災害ごみの収集
5	環境－2	環境部	環境隊	し尿の収集
6	健福－1	健康福祉部	要配慮者班	要配慮者対策
7	健福－2	健康福祉部	備蓄物資班 物資調整班	備蓄物資の払出
8	健福－3	健康福祉部	生活環境班	医薬品・衛生材料の搬送
9	健福－4	健康福祉部	公所班	火葬計画の策定及び火葬の実施
10	健福－5	健康福祉部	本部物資班	物資集配拠点の設置・運営
11	子青－1	子ども青少年部	公所班	施設の応急復旧
12	住都－1	住宅都市部	営繕班	避難所・救護施設等の応急危険度判定
13	住都－2	住宅都市部	営繕班	避難所・救護施設等の応急措置等
14	住都－3	住宅都市部	営繕班	建設型応急住宅の建設工事
15	住都－4	住宅都市部	住宅班	被災住宅の応急修理・障害物除去の実施
16	住都－5	住宅都市部	住宅班	賃貸型応急住宅の供与
17	住都－6	住宅都市部	住宅班	住宅再建意向調査の実施
18	住都－7	住宅都市部	住宅班	住宅相談窓口の運営
19	住都－8	住宅都市部	住宅班	建設型応急住宅の供与に係る住宅の管理等
20	緑土－1	緑政土木部	道路復旧班	緊急輸送道路以外の応急復旧（道路啓開）
21	緑土－2	緑政土木部	道路復旧班	道路施設の被害状況調査
22	緑土－3	緑政土木部	土木隊	通行の禁止又は制限 道路、河川、公園

業務番号		部名	班名	業務名称
23	緑土－4	緑政土木部	土木隊	危険箇所への応急措置 道路、河川、公園
24	緑土－5	緑政土木部	土木隊	被害情報の収集・調査（応急） 道路、河川、公園
25	緑土－6	緑政土木部	土木隊	各種情報の報告及び協議
26	緑土－7	緑政土木部	河川復旧班	河川等の被害状況調査
27	学校－1	学校部	学校班	学校再開のための応急復旧
28	学校－2	学校部	生涯学習班	社会教育施設の応急復旧の応援体制の確保及び復旧計画
29	区－1	区本部	区本部付 情報班 避難収容班 市民窓口班 救助班	避難所の管理組織の整備・管理運営
30	区－2	区本部	救助班	備蓄物資の配分、調達物資、救援物資の受入及び配分
31	区－3	区本部	区本部付	災害に関する諸証明の発行
32	区－4	区本部	総務班	災害に関する諸証明の発行
33	区－5	区本部	救助班	要配慮者対策
34	区－6	区本部	保健センター班	医療救護・保健衛生
35	経－1	経理部	市税事務所班	建物被害認定調査

V 応援団体の活動拠点等

1 防災拠点

図表 V- 1 防災拠点の役割等

防災拠点	拠点施設	役割等	備考
防災活動中核拠点	市役所	市災害対策本部を設置する。	
	現地本部	被害の状況に応じて設置する。	港防災センター 他
地域防災活動拠点	区役所（支所）	区本部を設置する。	
	保健センター	地域医療活動拠点 地域での医療活動の総括・支援	
	消防署	消火・救急・救助活動	消防署（出張所） 特別消防隊 消防学校
	環境事業所	ごみ・し尿処理等清掃活動	
	土木事務所	緊急道路等応急復旧活動	
	水道営業所 管路センター	応急給水・復旧活動	
災害医療活動拠点	災害拠点精神科 病院	災害拠点精神科病院（県指定）	愛知県精神医療センター
	災害拠点病院	災害拠点病院（県指定）	名古屋市立大学医学部附属東部医療センター 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター 日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院 独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター 日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院 名古屋大学医学部附属病院 名古屋市立大学病院 名古屋掖済会病院 独立行政法人労働者健康安全機構中部労災病院 独立行政法人地域医療機能推進機構中京病院 名古屋記念病院

防災拠点	拠点施設	役割等	備考
災害医療活動拠点	災害協力病院	医療救護所からの患者受入等	国家公務員共済組合連合会東海病院 AOI 名古屋病院 名古屋ハートセンター 社会医療法人愛生会総合上飯田第一病院 名鉄病院 名古屋セントラル病院 国家公務員共済組合連合会名城病院 中日病院 重工大須病院 社会福祉法人聖霊会聖霊病院 みなと医療生活協同組合協立総合病院 名古屋共立病院 藤田医科大学ばんだね病院 大同病院 医療法人笠寺病院 総合病院南生協病院 名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院 独立行政法人国立病院機構東名古屋病院
	各区医師会 医療救護対策本部	医療救護所の指揮及び統制	名古屋医師会急病センター 休日急病診療所 14 か所
	市立中学校	医療救護所	110 か所
医薬品等集配拠点	大規模施設	医薬品・衛生材料等の保管・出納	愛知学院大学名城公園キャンパス
広域防災拠点	大規模公園等	消防、自衛隊、警察等広域応援部隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。	平和公園 名城公園 庄内緑地 熱田神宮公園 名古屋国際会議場・白鳥公園一帯 稲永・稲永東公園 戸田川緑地 小幡緑地 志段味スポーツランド 大高緑地 牧野ヶ池緑地
(1)広域応援部隊集結（活動）拠点			
(2)緊急物資集配拠点	大規模施設	大量の調達・救援物資の受け入れ場所。荷物の積み替えを行い指定避難所へ供給する。	名東スポーツセンター 守山スポーツセンター 名古屋競輪場 名古屋国際会議場 稲永スポーツセンター 瑞穂公園体育館

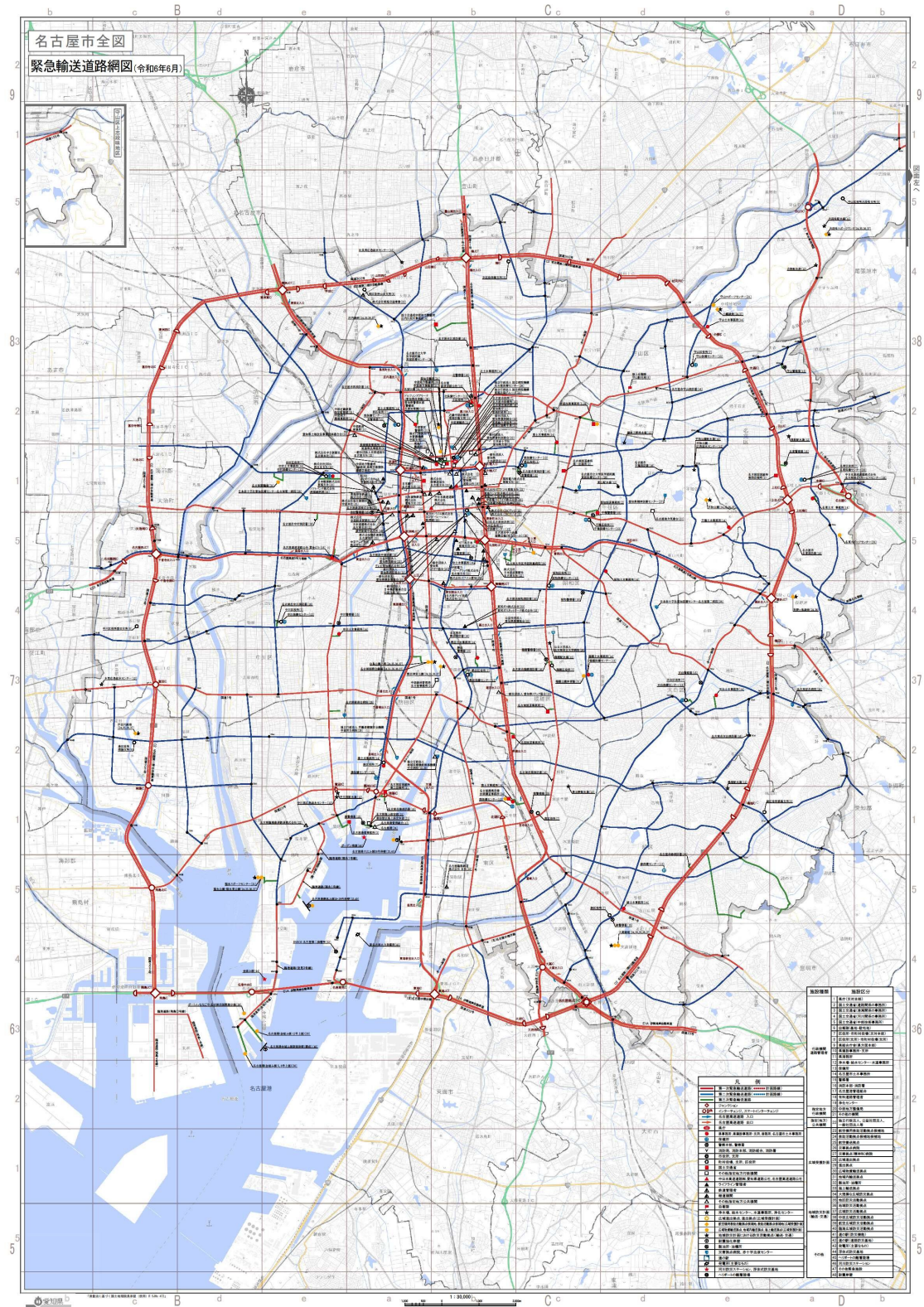
出所：名古屋市地域防災計画 共通編

防災拠点	拠点施設	役割等	備考
地域防災拠点	小学校	災害救助地区本部を設置する。 地域情報の収集、行政情報の伝達	262 か所
指定避難所			
(1)指定避難所		災害により住家の被害を受けた者 又は現に被害を受ける恐れのある 者を一時収容・保護するために開 設する。	市立小中高等学校* コミュニティセンター 生涯学習センター** スポーツセンター** その他公共、民間施設 * ペット動物との同行避難が可 能な指定避難所は、原則市立 小中学校とする。 ** 大規模災害時には遺体安置 所・緊急物資集配拠点に指定 する場合がある。
(2)福祉避難所		通常の避難所生活に困難をきたす 要配慮者を対象に開設する。	社会福祉施設等
(3)二次避難所		民間施設、学校施設等の本来活動 再開のため、避難所統廃合を予定 する。	スポーツセンター 生涯学習センター 地区会館
遺体安置所		遺体の処置、管理 大量の遺体が生じた場合に施設を 特定し、開設する。 身元不明の遺体が生じた場合は改 めて場所を特定し、一括して処置・ 管理を行う。	スポーツセンター 生涯学習センター 寺院 富田北プール

出所：名古屋市地域防災計画 共通編

2 緊急輸送道路網図

図表 V-2 緊急輸送道路網図



3 緊急輸送道路一覧

【第1次緊急輸送道路】

路線名	距離	路線名	距離	路線名	距離
国道 153 号	5.6	⊕ 名古屋多治見線	3.5	⊖ 田名古屋線	1.6
国道 154 号	4.0	名古屋津島線	6.1	↓ 港中川線	0.5
国道 155 号	1.6	名古屋長久手線	11.6	◇ 矢場町線	3.4
国道 247 号	5.9	名古屋中環状線	2.8	Ⓢ 名古屋環状線	0.7
		名古屋環状線	30.0	東志賀町線	0.8
		堀田高岳線	6.3	↓ 大津町線	1.6
		↓ 金城埠頭線	1.8		
合計	17 路線	87.8km			

【第2次緊急輸送道路】

路線名	距離	路線名	距離	路線名	距離
⊕ 国道 363 号	2.9	⊖ 小口名古屋線	2.3	Ⓢ 鳴子団地大高線	5.3
名古屋多治見線	9.0	名古屋豊山稲沢線	2.7	大高大府線	0.5
名古屋瀬戸線	1.3	守山西線	1.3	小幡西山線	4.9
名古屋岡崎線	4.9	田名古屋線	7.8	稲永埠頭線	4.7
名古屋碧南線	3.1	岩藤名古屋線	3.9	東志賀町線	3.8
名古屋半田線	1.4	浅田名古屋線	3.0	向田町線	0.8
名古屋江南線	6.3	阿野名古屋線	0.9	枇杷島野田町線	1.4
名古屋祖父江線	0.8	岩崎名古屋線	6.4	万場藤前線	3.9
名古屋長久手線	1.9	名古屋東港線	7.5	茶屋線	0.5
名古屋中環状線	20.3	熱田停車場伝馬線	1.1	小幡瀬古線	1.2
名古屋蟹江弥富線	1.5	↓ 港中川線	2.3	庄内辻町線	1.7
名古屋十四山線	3.9	◇ 潮見町第1号線	0.8	上飯田線	1.7
弥富名古屋線	13.3	平和公園線	2.2	広井町線	0.1
春日井稲沢線	0.4	↓ 山口堅代官町線	0.5	鳴尾町線	1.4
関田名古屋線	11.5	Ⓢ 大津町線	6.1	笠寺緑線	3.4
名古屋豊田線	0.1	外堀町線	2.7	平手豊明線	0.8
諸輪名古屋線	12.7	松和花壇線	1.6	猪子石線	3.1
東浦名古屋線	0.4	小田赤池線	1.0	豆田町線	1.2
名古屋環状線	1.8	岩井町線	2.7	松川橋線	2.2
江川線	6.4	久屋町線	1.9	鏡ヶ池線	2.9
東海橋線	13.3	高畑町線	6.4	戸田荒子線	5.0
山王線	5.3	潮風線	0.8	横井町五月通線	2.4
愛知名駅南線	1.7	千代田通線	4.1	烏森町線	1.0
↓ 金城埠頭線	1.8	東山田線	0.5	名古屋環状2号線	0.3
⊖ 名古屋犬山線	3.9	茶屋ヶ坂牛巻線	8.3	新名西橋線	0.8
中川中村線	3.1	東山公園線	3.2	名碧線	0.2
津島七宝名古屋線	4.7	↓ 池内猪高線	3.8	堀越天神橋線	1.8
↓ 名古屋甚目寺線	4.5			守山ハートキングエリア線	0.1
				↓ 志段味環状線	0.2
合計	84 路線	285.3km			

※ 国土交通省直轄国道
 中日本高速道路株式会社
 名古屋港管理組合
 愛知県道路公社
 名古屋高速道路公社

管理道路を除く

略号 ⊕：主要地方道 ⊖：一般県道 ◇：一般市道 Ⓢ：都市計画道路
 名称 緊急用河川敷道路 延長：19.9km

出所：名古屋市地域防災計画 地震災害対策計画編

VI 応援団体別の受援体制

1 地方公共団体

(1) 地方公共団体相互応援協定等に基づく受援

本市では、大規模な災害が発生した場合に備えて、名古屋市地域防災計画に記載された協定を締結しているので、状況に応じて当該協定等に基づき要請を行う。

受援班の応援要請先としては、相互の応援協定を締結している指定都市や中部 9 県などを想定する。

(2) 県・他の市町村

本部長は、災害応急対策のため、必要があるときは災害対策基本法の規定に基づき、県知事に対し応援を求めることができる。また、全国知事会・全国市町村会等を通じて災害時応援協定を締結していない市町村からの応援を受けることも想定される。

2 自衛隊

自衛隊への応援要請は、本部室事務局作戦班が行う。なお、災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項の規定により、県知事に対して部隊の派遣要請を依頼するが、通信等の途絶により、前述の要求ができない場合には、市長は、同条第 2 項の規定により、自衛隊に通知することができる。

3 医療機関

本市域に震度 5 強以上の地震が発生した場合には、健康福祉部、消防部、災害医療コーディネーター、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会、愛知県看護協会等で構成される名古屋区域保健医療調整会議が設置され、関係機関の連携を図る。

また、災害発生直後から早い段階における医療機関への支援は、DMAT による活動が中心となり、DMAT 調整本部が県内で活動するすべての DMAT を統括する。

4 災害時応援協定締結団体

大規模な災害が発生した場合において、外部からの応援を円滑に受け入れるため、あらかじめ地方公共団体や民間団体等と協定を締結している。協定は関係各局・各区が所管しており、迅速な対応を行うため、各部主管班が応援要請を取りまとめた後に「Ⅱ 人的支援の受入れ」に記載したとおり受援班へ連絡を取る。

5 ボランティア

本市では、市社会福祉協議会等の協力団体と協定を締結し、ボランティア班が市災害ボランティアセンターを、区本部が区災害ボランティアセンターを設置することとしている。

市災害ボランティアセンターは、ウェブサイト等を用いてセンターの設置を始めとした情報の広報を行う。活動希望者に対しては、市災害ボランティアセンターの広報を確認した上で参集して欲しい旨を伝える。

Ⅶ 本計画の進捗管理

1 本計画の推進・見直し

本計画は、PDCA（PLAN・DO・CHECK・ACTION）サイクルを活用し、計画の推進と見直しを図る。計画の見直しにおいては、国・県・他都市・本市各区の動向や知見等を取り入れ、さらには、訓練等を通じた関係機関等への周知と理解醸成を図る。

2 受援対象業務シートの管理

受援対象業務シートについて、随時内容を見直し、維持・更新を図る。

3 受入体制の充実

発災時に迅速かつ円滑に応援を受け入れるため、受入体制の充実に向けた以下の準備を行う。

- 応援職員等の執務スペース等の検討（確保）
- 応援職員等の宿舎・野営地・駐車場の候補地の検討（確保）
- 受援対象業務に必要な資料や資機材の整備
- 受援対象業務のマニュアル整備

4 災害時の協定の実効性強化

災害時応援協定を締結するだけでなく、より有効かつ円滑な運用を行う観点から、具体的な運用のあり方や発災時の連絡体制の構築（連絡担当者の設定、電話不通を想定した連絡手段の確保等）について、協定締結先との調整・協議を随時行う。

5 受援に係る訓練の実施

国・県・他都市等からの受援を想定した図上訓練等を定期的かつ継続的に実施することで、受援力の維持・向上を図る。具体的には、発災時に効果的な連携が図られるよう以下の訓練内容について、実施する。

図表Ⅶ- 1 想定する訓練内容

災害対策本部内の訓練	・ 災害対策本部受援班の設置・運営 ・ 人的支援・物的支援に係る要請手順の確認 ・ 応援場所への経路（緊急輸送道路等）の選定 など
外部との訓練	・ 国・県・他都市等との情報伝達体制の相互確認 ・ 応援場所等の相互確認 など

- | | |
|--------|-------------|
| 【様式 1】 | 応援要請書 |
| 【様式 2】 | 応援要請集約表 |
| 【様式 3】 | 応援団体向け応援要請書 |
| 【様式 4】 | 応援要請報告書 |
| 【様式 5】 | 応援職員等名簿 |
| 【様式 6】 | 受援状況報告書 |
| 【様式 7】 | 事務引継書 |
| 【様式 8】 | 受援対象業務シート |

様式 1 応援要請書

年 月 日 時 作成

1. 受援窓口

受援班			
受援担当者			
連絡先	TEL :	FAX :	
	メール :	緊急連絡先 :	

2. 要請内容

業務番号		業務名		
業務内容				
要請したい 応援者	要請先	人数	必要な資格・職種・経験等	
	他の自治体	人		
	民間企業	人		
	ボランティア	人		
	その他団体	人		
	団体種別問わず	人		
想定期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()			
必要な 資機材				
活動拠点 (集合場所)				
活動場所				
備考				

※ 1 : 本要請書は、各班が作成し主管班に提出してください。

※ 2 : 主管班は、各班の応援要請内容を取りまとめ、災害対策本部受援班に提出してください。

※ 3 : 活動拠点、活動場所は、土地勘のない方でも理解できるよう可能な限り地図を添付してください。

様式 2

応援要請集約表

年 月 日 時 作成

	要請 部署	業務 番号	業務名称	人数
1				人
2				人
3				人
4				人
5				人
6				人
7				人
8				人
9				人
10				人
11				人
12				人
13				人
14				人
15				人
合計				人

様式3 応援団体向け応援要請書

（応援要請先）様

名古屋市長（市長名）印

応援要請について

標記につき、下記のとおり応援を要請いたします。

記

- 1 被害の状況
- 2 必要とする物資等の品名、数量等
- 3 必要とする職員の職種及び人員
- 4 応援場所及び応援場所への経路
- 5 応援の期間
- 6 その他

【連絡先】

名古屋市災害対策本部受援班

担当者：

TEL：

FAX：

E-mail:

様式 4

応援要請報告書

年 月 日 時 作成

1. 各班

各班			
受援担当者			
連絡先	TEL :	FAX :	
	メール :	緊急連絡先 :	

2. 要請内容

要請日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
業務番号		業務名	
要請先	団体名		
	連絡先	TEL :	
要請根拠	法律 ・ 協定 ・ その他		
	法律・協定名等 :		
要請内容			
要請対象 および 要請人数	要請先	人数	必要な資格・職種・経験等
	他の自治体	人	
	民間企業	人	
	ボランティア	人	
	その他団体	人	
	団体種別問わず	人	
想定期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
活動拠点			
活動場所			
備考			

※ 1 : 本報告書は、主管班が各班からの要請を受け、主管班にて応援要請を決定した際、応援者への要請内容を取りまとめ、災害対策本部受援班に提出してください。

様式5 応援職員等名簿

年 月 日 時 現在

1. 各班・業務名

各班		受援担当者	
業務番号		業務名	

2. 応援職員等

所属			
所属先連絡先	TEL :	Mail :	
活動場所			
宿泊場所			

整理 番号	応援者情報			活動期間	
	氏名	TEL (個人)	TEL (緊急時)	始期	終期
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

※ 1 : 本名簿は、各班が、応援者の所属先別で作成・更新・保管してください。また、受付時には、できる限り名刺を受領して照合できるようにしてください（応援団体で作成した名簿の添付でも良い）。

※ 2 : 各班は、作成・更新の都度、主管班に写しを提出し、主管班は名刺の写しとともに災害対策本部受援班に提出してください。

※ 3 : 必要に応じて行を追加して使用してください。

様式6 受援状況報告書

【第1報】 年 月 日 時 作成

【第2報】 年 月 日 時 作成

【第3報】 年 月 日 時 作成

1. 各班

各班		
受援担当者		
連絡先	TEL :	FAX :
	メール :	緊急連絡先 :

2. 状況報告内容

【第1報】

業務番号		業務名	
要請内容			
団体名 および 人数	①		人
	②		人
	③		人
要請期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
活動拠点			
活動場所			

【第2報】

終了日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
------	---------------------

※1：本報告書は、各班が作成し主管班に提出してください。

※2：主管班は、各班の報告書を取りまとめ、災害対策本部受援班に提出してください。

様式7 事務引継書

年 月 日 時 作成

1. 作成者（前任の応援職員）

団体名	
氏名	

2. 確認者（後任の応援職員）

団体名	
氏名	

3. 引継内容

業務番号		業務名	
業務内容			
現場状況 および 進捗状況			
今後の予定			
留意・配慮 する事項			

※要請担当課（各班）確認欄

各班		受援担当者	
確認日時	年 月 日 ()	午前・午後	時 分
備考			

※1：本引継書は、応援職員の交代がある場合などに使用してください。

※2：業務ごとに前任者が作成し、後任者および受援担当者が確認のうえ、各班にて保存してください。

※3：災害対策本部受援班からの求めがあった場合は、主管班を通じて写しを提出してください。

様式 8

受援対象業務シート

				業務番号	
災害対策本部	部		班		
受援対象業務名称					
業務種別		目標開始時期			

■ 応援要請に関する情報

受援対象業務の内容 (事務分掌)	
要請する業務内容	

応援要請先	求める職種・資格	協定締結先	協定名称
他の自治体			
民間企業			
ボランティア			
その他団体			

必要な資機材	応援者側	
	名古屋市側	

■ 受援体制に関する情報

指揮命令担当者			
指揮命令者			
受援担当者		連絡先(TEL)	
業務マニュアル有無		→	内容
活動拠点			
現場			

備考	
----	--

名古屋市大規模災害時受援計画

発行・編集 名古屋市防災危機管理局危機対策室
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
電話：052-972-3584
FAX：052-962-4030

策定年月 初 版 平成30年3月
第 2 版 令和2年4月
第 3 版 令和3年4月
第 4 版 令和6年4月
一部改定 令和7年4月